

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド
(原規技発 13061921 号) 別表第 1
- (2) 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイド
(原管廃発 1311276 号) 別表第 2

附 則

この規程は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

別表第1 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第100条から第112条までの規定及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)第95条から第107条までの規定に基づく発電用原子炉施設に使用する特定機器の原子炉等規制法第43条の3の30の規定に基づく設計の型式証明(以下「型式証明」という。)及び同法第43条の3の31の規定に基づく型式の指定(以下「型式指定」という。)について、<u>これら法令で規定される用語及び運用の考え方を明確にするものである。</u></p> <p><u>本規程における用語の定義及び用法については、原則として原子炉等規制法、実用炉規則、研開炉規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)における用語の定義及び用法にしたがうこととする。</u></p> <p><u>なお、本規程で示す内容はそれに限定されるものではなく、原子炉等規制法、実用炉規則及び研開炉規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。</u></p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第100条から第112条までの規定及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)第95条から第107条までの規定に基づく発電用原子炉施設に使用する特定機器の原子炉等規制法第43条の3の30の規定に基づく設計の型式証明(以下「型式証明」という。)及び同法第43条の3の31の規定に基づく型式の指定(以下「型式指定」という。)<u>に関する運用について、以下のとおり示す。</u></p>

1. 型式証明関係

(削る)

(1) 実用炉規則第101条第1項第3号及び研開炉規則第96条第1項第3号の「特定機器の型式の名称」とは、型式証明の申請に際して、特定機器の型式を判別するために申請者が付した名称をいう。

1. 型式証明関係

(1) 実用炉規則第101条第1項及び研開炉規則第96条第1項の「特定機器の型式」については、特定機器の設計に係る以下の事項が同一であれば、特定機器の型式は同一であると解釈する。

①実用発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、実用炉規則第101条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」

②研究開発段階発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」

(2) 実用炉規則第101条第1項第3号及び研開炉規則第96条第1項第3号の「特定機器の名称及び型式」とは、型式証明の申請に際して、特定機器を判別するために付した名称及び型式をいう。

(2) 実用炉規則第101条第1項第4号及び研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の型式の設計」とは、型式証明を受けようとする特定機器の型式の設計であって、当該型式の設計が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準（以下「設置許可基準」という。）に適合していることを確認するために必要なものをいう。

(3) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し」とは、型式証明を受けようとする特定機器の寸法、耐用年数その他の特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該特定機器を使用することができる範囲を限定することをいう。

(4) (略)

(5) 実用炉規則第101条第2項第1号及び研開炉規則第96条第2項第1号の「特定機器の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定機器の型式の設計が、設置許可基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(3) 実用炉規則第101条第1項第4号及び研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」とは、型式証明を受けようとする特定機器の構造及び当該特定機器を構成する設備のうち、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要な構造及び設備をいう。

(4) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し」とは、型式証明を受けようとする特定機器の寸法、耐用年数その他の特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲を限定することをいう。

(5) (略)

(6) 実用炉規則第101条第2項第1号及び研開炉規則第96条第2項第1号の「特定機器の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定機器の設計が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

<p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>実用炉規則第102条第1項第1号及び研開炉規則第97条第1項第1号の「その変更後の基準等に適合させるために必要なもの」とは、例えば、原子炉等規制法第43条の3の30第3項後段の規定により当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするものをいう。設置許可基準は変更されていないがその審査基準又は処分基準が変更された場合において当該変更を反映しようとするものも含まれる。</u></p> <p>(8) <u>実用炉規則第102条第1項第2号及び研開炉規則第97条第1項第2号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式証明と変更前の型式証明において、以下の事項が同一であるものをいう。</u></p> <p><u>①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項</u></p> <p><u>②特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項</u></p> <p><u>③再結合装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げ</u></p>	<p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

る各事項に相当する事項

④圧力逃がし装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項に相当する事項

⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項に相当する事項

⑥内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項に相当する事項

⑦無停電電源装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項

⑧電力貯蔵装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項

(9) 実用炉規則第102条第1項第3号及び研開炉規則第97条第1項第3号の「特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。

① 原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの

② 新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの

2. 型式指定関係

(1) (略)

(削る)

(新設)

2. 型式指定関係

(1) (略)

(2) 実用炉規則第106条及び研開炉規則第101条の「型式設計特定機器の型式」については、型式設計特定機器の設計及び製作に係る以下の事項が同一であれば、型式設計特定機器の型式は同一であると解釈する。

① 燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項

② 特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項

	<p>③再結合装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</u></p> <p>④圧力逃がし装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項</u></p> <p>⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項</u></p> <p>⑥内燃機関を原動力とする発電設備：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項</u></p> <p>⑦無停電電源装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</u></p> <p>⑧電力貯蔵装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲</u></p>
--	---

<p>(2) 実用炉規則第107条第1項第2号及び研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる<u>製作工場</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する<u>工場</u>をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の<u>製作工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製作工場</u>とする。</p> <p>(3) 実用炉規則第107条第1項第4号及び研開炉規則第102条第1項第4号の「型式設計特定機器の<u>型式の名称</u>」とは、型式指定の申請に際して、<u>型式設計特定機器の型式</u>を判別するために<u>申請者が付した型式の名称</u>をいう。</p> <p>(4) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の<u>型式の設計及び製作方法の概要</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のい</p>	<p style="text-align: center;"><u>げる各事項</u></p> <p>(3) 実用炉規則第107条第1項第2号及び研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる<u>製造工場</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する<u>工場</u>であって、<u>品質管理基準規則第13条第1項に規定する品質マネジメントシステムの計画において主体的な役割を担っている工場</u>をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の<u>製造工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製造工場</u>とする。</p> <p>(4) 実用炉規則第107条第1項第4号及び研開炉規則第102条第1項第4号の「型式設計特定機器の<u>名称及び型式</u>」とは、型式指定の申請に際して、<u>型式設計特定機器</u>を判別するために<u>付した名称及び型式</u>をいう。</p> <p>(5) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の<u>設計及び製作の方法の概要</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のいずれに</p>
--	---

れにも適合していることを確認するために必要な設計及び製作方法の概要をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。

(5) 実用炉規則第107条第1項第7号及び研開炉規則第102条第1項第7号の「型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織」とは、例えば、品質管理基準規則の規定（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を参考に、申請時において計画する（2）の「主たる製作工場における品質管理活動その他「型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動」の全体像を体系的に示したものをいう。」

も適合していることを確認するために必要な設計及び製作の方法の概要をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。

(6) 実用炉規則第107条第1項第7号及び研開炉規則第102条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・第1章から第6章までの規定中「原子力施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・第1条中「保安」とあるのは、「品質管理（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43

<p>(6) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「型式設計特定機器を使用することがで</p>	<p><u>条の3の31第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。)」とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第16条第2項第4号、第34条第6項及び第37条第1号中「保安」とあるのは、「品質管理」とする。</u> ・<u>第2条から第53条までの規定中「原子力事業者等」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」とする。</u> ・<u>第2条第2項第1号中「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る活動をいう。」とあるのは、「品質管理活動」とは、原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。」とする。</u> ・<u>第2条第2項第4号及び第9号並びに第4条から第52条までの規定中「保安活動」とあるのは、「品質管理活動」とする。</u> ・<u>第2条第2項第7号中「原子力施設等」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。</u> ・<u>第19条から第50条までの規定中「組織の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。</u> <p>(7) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「型式設計特定機器を使用することがで</p>
--	--

きる範囲を限定し」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該型式設計特定機器を使用できる範囲を限定することをいう。この際、1. (3)の範囲に適合しているものであること。

(7) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1. (4)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、原子炉等規制法第43条の3の9に基づく設計及び工事の計画の認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。

(8) 実用炉規則第108条第2項第3号及び研開炉規則第103条第2項第3号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式指定と変更前の型式指定において、

きる範囲を限定し」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該型式設計特定機器を使用できる発電用原子炉施設の範囲を限定することをいう。この際、1. (4)の範囲に適合しているものであること。

(8) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1. (5)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、設計及び工事の計画の認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。

(新設)

以下に掲げる事項が同一である場合をいう。

- ①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ②特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ③再結合装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ④圧力逃がし装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項
- ⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑥内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑦無停電電源装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則

<p>別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</p> <p>⑧電力貯蔵装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</p> <p>(9) 実用炉規則第108条第2項第4号及び研開炉規則第103条第2項第4号の「型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。</p> <p>①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</p> <p>②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</p> <p>(10) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）の例による。</p>	<p>(新設)</p> <p>(9) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）の例による。</p>
--	--

ただし、実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の下欄に掲げる外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書については、外運搬規則第21条第1項第2号の説明書の例による。

ただし、規則別表第3の下欄に掲げる外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書については、外運搬規則第21条第1項第2号の説明書の例による。

別表第2 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の26の2及び第43条の26の3並びに使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。)第43条の2から第43条の2の13までの規定に基づく使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定について、これら法令で規定される用語及び運用の考え方を明確にするものである。</p> <p>本規程における用語の定義及び用法については、原則として原子炉等規制法、貯蔵規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)における用語の定義及び用法にしたがうこととする。</p> <p>なお、本規程で示す内容はそれに限定されるものではなく、原子炉等規制法及び貯蔵規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。</p> <p>1. 型式証明関係 (削る)</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の26の2及び第43条の26の3並びに使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。)第43条の2から第43条の2の13までの規定に基づく使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定に関する運用について、下記のとおり示す。</p> <p>1. 型式証明関係 (1) 貯蔵規則第43条の2の2第1項の「特定容器等の型式」については、次のとおり解釈する。</p>

<p>(1) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第3号の「<u>特定容器等の型式の名称</u>」とは、型式証明の申請に際して、<u>特定容器等の型式を判別するために申請者が付した名称をいい、詳細な設計が異なっている場合、同項第4号の事項が同一であれば同一の名称を付すことができる。</u></p> <p>(2) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第4号の「<u>特定容器等の型式の設計</u>」とは、<u>型式証明を受けようとする特定容器等の型式の設計であって、原子炉等規制法第43条の5第1項第3号の基準（以下「事業許可基準」という。）に適合していることを確認するために必要なものをいう。</u></p> <p>(3) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「<u>特定容器等を使用することができる範囲</u>」とは、型式証明を受けようとする特定容器等を使用することができる<u>範囲</u>をいう。</p>	<p><u>特定容器等の設計に係る以下の諸元の内容が同一であれば、特定容器等の型式は同一であると解釈する。</u></p> <p><u>①金属製の乾式キャスク：種類並びに貯蔵する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力</u></p> <p>(2) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第3号の「<u>特定容器等の名称及び型式</u>」とは、型式証明の申請に際して、<u>特定容器等を判別するために付した名称及び型式をいい、詳細な設計が異なっている場合、同条第1項第4号の事項が同一であれば同一の名称及び型式を付すことができる。</u></p> <p>(3) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第4号の「<u>特定容器等の構造及び設備</u>」とは、<u>証明を受けようとする特定容器等の構造及び特定容器等を構成する設備のうち、1.(1)に掲げる諸元その他原子炉等規制法第43条の5第1項第3号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要な構造等をいう。</u></p> <p>(4) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「<u>特定容器等を使用することができる範囲</u>」とは、型式証明を受けようとする特定容器等を使用することができる<u>使用済燃料貯蔵施設の範囲</u>をいう。</p>
---	--

(4) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「条件を付する場合」とは、型式証明に際して、原子炉等規制法第43条の4第1項に基づく事業の許可又は同法第43条の7第1項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

(5) 貯蔵規則第43条の2の2第2項第1号の「特定容器等の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定容器等の型式の設計が、事業許可基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(6) (略)

(7) 貯蔵規則第43条の2の3の「型式証明の変更の承認」とは、同規則第43条の2の2の申請時に提出した申請書について、特定容器等の設計を変更するために承認を受けることをいう。

(8) 貯蔵規則第43条の2の3第1項第1号の「その変更後の基準等に適合させるために必要なもの」とは、例えば、原子炉等規制法第43条の26の2第3項後段の規定により当該型式の特定機器等の設計の変更をしようとするものをいう。事

(5) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「条件を付する場合」とは、型式証明に際して、使用済燃料の貯蔵の事業(変更)許可申請時に別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

(6) 貯蔵規則第43条の2の2第2項第1号の「特定容器等の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定容器等の設計が、原子炉等規制法第43条の5第1項第3号に掲げる基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(7) (略)

(8) 貯蔵規則第43条の2の3の「型式証明の変更」とは、同規則第43条の2の2の申請時に提出した申請書について、同条による申請者が特定容器等の設計を変更するために承認を受けることをいう。

(新設)

<p><u>業許可基準は変更されていないがその審査基準又は処分基準が変更された場合において当該変更を反映しようとするものも含まれる。</u></p>	
<p><u>(9) 貯蔵規則第43条の2の3第1項第2号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式証明と変更前の型式証明において、以下の事項が同一であるものをいう。</u> <u>①金属製の乾式キャスク：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料並びに使用済燃料の種類に相当する事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(10) 貯蔵規則第43条の2の3第1項第3号の「特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定容器等の型式の設計と区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。</u> <u>①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</u> <u>②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</u></p>	<p>(新設)</p>

2. 型式指定関係

(1) (略)

(削る)

(2) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第2号の「主たる製作工場」とは、型式指定を受けようとする特定容器等の完成品を組み立てる工場又は特定容器等の大部分を製作する工場をいう。金属キャスクの本体胴、蓋部及びバスケット等金属キャスクを構成する主要な部材の製作工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製作工場とする。

2. 型式指定関係

(1) (略)

(2) 貯蔵規則第43条の2の7の「型式設計特定容器等の型式」については、次のとおり解釈する。

型式設計特定容器等の設計及び製作に係る以下の諸元の内容が同一であれば、特定容器等の型式は同一であると解釈する。

①金属製の乾式キャスク：貯蔵規則第43条の2の8第1項第6号に掲げる事項として申請書に掲げる各諸元

(3) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする特定容器等の完成品を組み立てる工場又は特定容器等の大部分を製作する工場であって、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）第13条第1項に規定する「品質マネジメントシステムの計画」において主体的な役割を担っている工場をいう。金属キャスクの本体胴、蓋部及びバスケット等金属キャスクを構成する主要な部材の製造工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製造工場とする。

(3) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第4号の「型式設計特定容器等の型式の名称」とは、申請に際して、型式設計特定容器等の型式を判別するために申請者が付した型式の名称をいい、申請に係る型式設計特定容器等と同じ設計を有する型式設計特定容器等が均一に製作されるよう、同一の主たる製作工場における同一の品質管理の下で製作され、同項第6号の「型式設計特定容器等の型式の設計及び製作方法の概要」が同一であれば同一の型式の名称を付することができる。

(4) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第7号の「型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織」とは、例えば、品質管理基準規則の規定（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を参考に、申請時において計画する（2）の「主たる製作工場」における品質管理活動その他「型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動」の全体像を体系的に示したものをいう。

(4) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第4号の「型式設計特定容器等の名称及び型式」とは、申請に際して、特定容器等を判別するために付した名称及び型式をいい、申請に係る型式設計特定容器等と同じ設計を有する型式設計特定容器等が均一に製作されるよう、同一の主たる製造工場における同一の品質管理の下で製作され、同項第6号の「型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要」が同一であれば同一の名称及び型式を付することができる。

(5) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第7号の「申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定容器等に係る品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合、品質管理基準規則は以下のとおり読み替えて解釈する。

- ・第1章から第6章までの規定（第2条第2項第1号及び第8号、第3条並びに第4条第2項第2号を除く。）中「原子力施設」及び「機器等」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。
- ・第1条中「保安のための業務に係る品質管理」とあるのは、「品質管理（原子力の安全を確保するため、型式設計特定容

	<p><u>器等が原子炉等規制法第43条の26の3第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第2条から第53条までの規定（第4条第1項を除く。）中「原子力事業者等」とあるのは「型式設計特定容器等の製造者等」とする。</u> ・ <u>第2条第2項第1号中「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。」とあるのは、「品質管理活動」とは、原子力の安全を確保するため、型式設計特定容器等が原子炉等規制法第43条の26の3第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。」とする。</u> ・ <u>第2条第2項第4号及び第9号並びに第4条から第52条までの規定中「保安活動」とあるのは、「品質管理活動」とする。</u> ・ <u>第2条第2項第8号中「原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。</u> ・ <u>第3条中「原子力施設（使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。</u> ・ <u>第4条第1項中「原子力事業者等（使用者であって、令第四</u>
--	--

<p>(5) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「型式設計特定容器等を使用することができる範囲」とは、型式指定を受けようとする<u>型式設計特定容器等</u>を使用することができる<u>範囲</u>をいい、対応する型式証明において使用することができる<u>範囲</u>に適合していなければならない。</p> <p>(6) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「条件を付する場合」とは、型式指定に際して、原子炉等規制法第43条の8に基づく<u>設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査</u>において別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。</p>	<p><u>十一号各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）」とあるのは、「型式設計特定容器等の製造者等」とする。</u></p> <p>・<u>第4条第2項第2号中「原子力施設若しくは機器等」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。</u></p> <p>・<u>第16条第2項第4号、第34条第6項及び第37条第1号中「保安」とあるのは、「品質管理」とする。</u></p> <p>・<u>第19条から第50条までの規定中「組織の外部の者」とあるのは「型式設計特定容器等の使用者その他の外部の者」とする。</u></p> <p>(6) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「型式設計特定容器等を使用することができる範囲」とは、型式指定を受けようとする<u>特定容器等</u>を使用することができる<u>使用済燃料貯蔵施設の範囲</u>をいい、対応する型式証明において使用することができる<u>範囲</u>に適合していなければならない。</p> <p>(7) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「条件を付する場合」とは、型式指定に際して、原子炉等規制法第43条の8に基づく<u>設計及び工事の方法の認可申請時に別途確認</u>しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。</p>
---	---

<p>(7) 貯蔵規則第43条の2の9の「型式指定の変更の承認」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、<u>型式設計特定容器等の型式の設計等</u>を変更するために承認を受けることをいう。</p> <p>(8) 貯蔵規則第43条の2の9第2項第3号の「<u>著しい変更を伴わないもの</u>」とは、例えば、<u>変更の承認に係る型式指定と変更前の型式指定において、以下に掲げる事項が同一であるものをいう。</u></p> <p>①<u>金属製の乾式キャスク：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料並びに使用済燃料の種類</u></p> <p>(9) 貯蔵規則第43条の2の9第2項第4号の「<u>型式設計特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等とその型式について区別する必要がないもの</u>」とは、例えば、<u>以下に掲げるものをいう。</u></p> <p>①<u>原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</u></p> <p>②<u>新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</u></p>	<p>(8) 貯蔵規則第43条の2の9の「型式指定の変更の承認」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、<u>同条による申請者が同条第1項第5号から第8号までに掲げる事項</u>を変更するために承認を受けることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

(10) 貯蔵規則第43条の2の10の「型式指定に係る変更の届出」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、同条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を変更したことを届け出ることをいう。

(9) 貯蔵規則第43条の2の10の「型式指定に係る変更の届出」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、同条による申請者が同条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を変更したことを届け出ることをいう。